昭和55年11月5日571号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

創立を祝う

小川小学校80周年
小川幼稚園50周年

1900年――20世紀の幕明けとともに現在の地に開校した小川小学校が、ことしで創立80周年を迎えました。

これを祝う記念式典が同幼稚園の50周年と合せて、遠山区長をはじめ児童・教育関係者など多くのひとが参加して、10月18日盛大に行われました。

式典につづいて、この日を記念して校庭に建られたブロンズ像の除幕式がこどもたちの手で行われ、出席者の温かい拍手をあびていました。

区立幼稚園の園児を募集

申込みは各幼稚園へ

昭和五十六年度の区立幼稚園の園児をつぎのとおり募集します。

応募資格　区内に住み、つぎに該当する幼児

・**三歳児**　昭和五十二年四月二日から五十三年四月一日までに生まれた幼児

・**四歳児**　昭和五十一年四月二日から五十二年四月一日までに生まれた幼児

・**五歳児**　昭和五十年四月二日から五十一年四月一日までに生まれた幼児

申込書の配布　十一月二十六日(水)から二十八日(金)までの午後一時から三時まで、各幼稚園で配布します。

申込受付日時　十二月一日(月)から四日(木)までの四日間、午後一時から三時まで

申込受付場所　各幼稚園

申込むときは、保護者が直接幼稚園に住民票の写し（世帯全員）一通を添えて申込んでください。

なお、申込みは一人一園です。二園以上申込んだ場合には無効となりますので、ご注意ください。

くわしいことは、各幼稚園に問合せてください。

幼稚園	募集人員		電話番号
	3歳児	4・5歳児	
番町	40人	若干名	263－3725
麹町	40人	若干名	263－7330
富士見	40人	若干名	263－1009
九段	40人	若干名	263－0567
永田町	20人	若干名	581－7783
錦華	40人	若干名	291－3835
淡路	20人	若干名	251－0768
神田	40人	若干名	252－2006
千桜	40人	若干名	256－1709
小川	20人	若干名	294－0318
西神田	40人	若干名	263－6609
今川	40人	若干名	862－3773
芳林	40人	若干名	251－4949
佐久間	20人	若干名	866－9938

・各幼稚園の通園区域は、小学校の通学区域です。

四番町児童館の学童クラブを募集します

こどもたちが、自由に楽しく過すことのできる〝遊びのお城〟「四番町児童館」が、いよいよ十二月中旬に開館します。

この四番町児童館は、四番町十一番地に、区営住宅、保育園と併設して建てられたもので、地上七階、地下一階建のうち、二階の一部と三階に設けられています。

四番町児童館の開館に併い、学童クラブを募集します。

この学童クラブとは、富士見・西神田・神田児童館にも設けられているもので、両親が働いていたりして、学校から帰ってきても世話をするひとがいない家庭のこどもを預り、遊びを中心に生活指導、学習指導をするものです。

対　象　区内の小学校一年生から三年生まで

定　員　五十名

募集期間　十二月一日(月)～十三日(土)

問合せ　厚生部管理課施設係

なお、四番町児童館の学童クラブのくわしい保育内容などは、次号の「区のおしらせ」に掲載します。

区民会館について話合う　利用者懇談会

区民会館は、地域のひとたちの会合やだんらんの場として各出張所に併設されています。

施設の内容は、各会館によって多少ちがいますが、区民集会室、婦人集会室、婦人教養実習室（料理教室）、老人娯楽室、商工青少年ホールなどがあります。

この区民会館をさらに利用しやすい施設とするために、みなさんと区民会館の利用についての問題点などを話合う「利用者懇談会」を各出張所で開催します。

そこで出されたご意見やご要望は、区民会館運営の参考にします。

とき　十一月十四日(金)　午後六時三十分から八時三十分まで

ところ

番町出張所　☎263－三八三一
富士見出張所　☎263－三八四一
神保町出張所　☎263－〇七四一
神田公園出張所　☎252－七六九一
万世橋出張所　☎251－四六九一
和泉橋出張所　☎253－四九三一

出産費用でお悩みの方

相談は福祉事務所へ

妊産婦で入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院することができない場合、助産施設で安心して出産していただく制度があります。

この制度は、年間所得税額が一万六千八百円以下の世帯を対象としていますので、該当されると思われる方は、福祉事務所（☎264－〇一五一内線343）にご相談ください。

悩みごとがあったら　福祉事務所の各種相談

家庭内での心配ごとや悩みごと、あるいは、こどものことや母子家庭の生活のことなどで悩んでいる方は、福祉事務所で各種の相談に応じています。

相談場所は、福祉事務所（区役所二階）ですので、お気軽にご利用ください。なお、各種相談の内容はつぎのとおりです。

相談名	相談日・相談時間	相談内容
家庭相談	月・水・金曜日 午後1時～5時	家庭内のもめごとや人間関係について
児童相談	月・木曜日 午前9時～正午	児童に対する保護や福祉について
母子・婦人相談	日・祝日を除く毎日 午前9時～午後5時（土曜日は正午まで）	母子・婦人の福祉に関する問題について

ご利用ください

中小企業年末資金と勤労者生活資金

中小企業年末資金

貸付額　二百万円まで

これから年末にかけては、なにかとお金が必要となる時期です。

区では、中小企業を経営しているひとを対象に、「中小企業年末資金」の融資あっせんを行っています。

現在、区の商工融資を受けているひとでも申込みができます。

なお、申込期限は十一月二十日(木)までですので、お早目にどうぞ。

貸付額　二百万円以内

利　率　年六・〇〇%(本人負担分)

返済方法　一か月据置後、十か月以内の均等返済

融資目標額　五億一千万円

貸付が受けられるひと

①区内に住所(営業の本拠)があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

③最近一年間の事業税または住民税を完納していること

④区内(やむを得ない場合は都内または、隣接県内)に住む確実な連帯保証人がいること(法人の場合は代表者個人が連帯保証となります)なお、個人でほかの保証付融資を受けていないときは、保証人がいなくても融資が受けられる場合もあります。

必要書類(それぞれ一部づつ)

①申込書

②事業税または住民税の納税証明書

③前年度の決算書

④決算期以降最近までの試算表

⑤登記簿謄本

受付期限　十一月二十日(木)まで

申込みから融資まで

この融資の申込受付けは、商工課で行います。

融資の申込みがあると商工課で書類を審査して、区の指定金融機関へのあっせん書をお渡しします。

ので、利用する指定金融機関にあせん書を持参してください。

貸付が決まると金融機関から申込者本人へ連絡があります。

勤労者生活資金

貸付額　三十万円まで

中小企業に勤務している方で、結婚や生活に必要な品物を購入するためなどに、その資金が必要なときに、ご利用ください。

受付は、いつでも行っています。

貸付額　三十万円以内

利　率　年五・五七%(本人負担分)

返済方法　一か月据置後、三十三か月以内の均等返済

貸付が受けられるひと

①中小企業(区外を含む)に勤務する区民か、区内の中小企業に勤務しているひと(在勤者)

②現在勤務している中小企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

③満二十歳以上のひと

④連帯保証人がいるひと

⑤前年度の住民税を完納しているひと

⑥すでにこの資金の貸付を受けているときは、その全額を返済しているひと

申込み・問合せ　商工課融資係

区長にひとこと
電話でどうぞ
「ハイ!区長です」
☎264-0151
毎月1日と15日
午前10時～11時30分
区政に対する意見・要望・提案などがありましたらお気軽にどうぞ。

生業資金と応急資金

生業資金　70万円まで

個人で事業をしているひとに

生業資金は、個人で事業をしているひとや、これから事業を始めようとするひとで、ほかからの融資が受けられないときにお貸しするものです。

貸付限度額　七十万円(特別の場合には八十万円)

利　率　年三・六五%

返済方法　六か月据置後、五十四か月の均等返済

貸付が受けられるひと

・区内に一年以上住んでいるひと

・連帯保証人がいるひと

・住民税を完納しているひと(非課税を含む)

貸付が受けられるひと

・区内に三か月以上住んでいるひと

・独立の生計を営んでいる世帯主

・確実に返済できるひと

申込みには、保証人は必要ありませんが、申込書のほか資金を必要とする証明書(見積書、請求書など)が必要です。

なお、災害や高額な医療費の支払いに困っているなど、特別の場合の貸付限度額は三十万円、返済期間は四十か月以内です。

生業資金と応急資金については、福祉課厚生係に問合せてください。

急にお金が必要になったとき

応急資金　15万円まで

応急資金は、区民のみなさんが、就学、就職、結婚、出産、病気、災害などで急にお金が必要になり、ほかからすぐに借りることができないときにお貸しするものです。

貸付限度額　一世帯十五万円

利　率　無利子

返済方法　六か月据置後、二十か月以内の均等返済

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田

第9号(11月号)11月10日放映開始

主な内容
- 区民の声を区政へ
- さわやかな秋に千代田まつり
- 創立80周年小川小学校
- 区民の力作、一堂に

11月14日－28日

用途地域等の見直し
東京都原案が縦覧できます

現在、東京都では、用途地域の見直しを行っています。

昭和四十八年十一月二十日に用途地域などの見直しが行われました。その後、建築基準法の改正に伴う住居地域などの、住居系地域内の建築制限の強化や、東京都日影規制条例の付帯決議による、早期の用途地域見直しについての要望などに基づいて今回、見直しを行っているものです。

ことしの八月、区では地元のみなさんの意見や、千代田区都市計画審議会の答申をもとに「千代田区試案」を作成し、東京都へ提出しました。

そして、都では、区から提出された試案をもとに用途地域についての「東京都原案」を作成しました。

こんどの縦覧は、この「東京都原案」を皆さんにお知らせするためのものです。この用途地域の見直しの原案についてご意見のある方は、縦覧期間中に、都知事あて意見書を提出することができます。

縦覧期間　十一月十四日(金)から二十八日(金)まで　午前九時～午後五時

縦覧場所・問合せ

・東京都都市計画局総務部相談課
☎212－五一一一内線二五一八二～三（都庁第二庁舎六階）

・千代田区役所建築部都市計画課
☎264－〇一五一

用途地域とは

用途地域とは、建築基準法で建物の用途や高さなどの制限規制を行い、市街地の環境を維持増進する地域をいいます。

建築物の用途制限の主なものは下の表のとおりです。

容積率とは

容積率とは、建物の延べ面積の敷地面積に対する割合のことです。

たとえば、容積率五百%とは、敷地いっぱいに建物を建てるとき五階程度までのものを建築できることを意味しています。（ただし、道路幅員などの状況により、多少ちがいます）

防火地域とは

防火地域とは、建物の密集した地域などで、万一、火災が起きたときでも、被害を最小限度にくいとめるため、建物の不燃化をはかり、都市防災を推進しようとする地域です。

この地域内に建てる建築物の構造は、つぎのように制限されます。

■防火地域内の構造制限

	防火地域	
	階数	延べ面積
耐火建築物としなければならないもの	階数3（地階を含む）以上のもの	100㎡をこえるもの
耐火建築物または簡易耐火建築物としなければならないもの	階数が2（地階を含む）以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの	

■用途地域内の建築物の用途制限
（○印は建ててよいもの、×印は原則として建てられないもの）

建築物の用途 ＼ 用途地域		住居地域	近隣商業地域	商業地域
劇場、映画館、演芸場、観覧場		×	×	○
待合、料理店、キャバレー、バー、舞踏場等		×	×	○
倉庫業倉庫		×	○	○
ボーリング場、スケート場、水泳場		○	○	○
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場等		○	○	○
ホテル、旅館		○	○	○
学校	高等学校、中学校、小学校	○	○	○
	大学、高等専門学校、各種学校	○	○	○
病院		○	○	○
診療所、神社、寺院、教会、一般公衆浴場		○	○	○
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○
物品販売店舗、飲食店		○	○	○
一般事務所		○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で小規模のもの		○	○	○
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境悪化のおそれの極めて少ない業種のもの		○	○	○
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や、環境悪化のおそれの少ない業種のもの		×	○	○
危険性や環境悪化のおそれがややある業種のもの		×	×	×
危険性や環境悪化のおそれがある業種の工場		×	×	×

■用途地域見直し 東京都原案

なお、東京都では、この用途地域の見直し案をもとに、さらに検討を加え、昭和五十六年一月に決定します。

また、文教地区については、現在、作業を進めており、昭和五十六年には、見直し原案が作成される予定です。

番号	変更予定地域	現行 用途地域	現行 容積率(%)	現行 防火地域等	変更案 用途地域	変更案 容積率(%)	変更案 防火地域等	面積
❶	富士見2丁目及び飯田橋4丁目各地内	住居	400	防火	商業	500	防火	0.6ha
❷	富士見2丁目地内	住居	400	防火	商業	400	防火	0.6ha
❸	富士見1丁目、2丁目、飯田橋1丁目及び4丁目各地内	近隣商業	400	防火	商業	500	防火	4.0ha
❹	四番町地内	住居	400	防火	商業	500	防火	0.06ha
❺	六番町地内	住居	400	防火	商業	400	防火	0.6ha
❻	麹町4丁目地内	住居	400	防火	商業	400	防火	0.8ha
❼	一番町、二番町及び麹町3丁目各地内	住居	400	防火	商業	500	防火	2.2ha
❽	麹町2丁目及び3丁目各地内	住居	400	防火	商業	400	防火	0.8ha
❾	一番町、麹町1丁目及び2丁目各地内	商業	500	防火	商業	600	防火	2.3ha

地域ぐるみでネズミ退治

11月21日→27日　ネズミのいっせい駆除週間

区では、ネズミによる被害をなくすために、十一月二十一日(金)から二十七日(木)までの期間を〝ネズミのいっせい駆除週間〟とし、町会を通じてネズミを殺す薬剤を各家庭に配布します。

ネズミ退治は、隣り近所の方と協力して、地域ぐるみで行うことがもっとも効果的です。

薬剤のくわしい使用方法については、薬剤といっしょに説明書を配布しますので、よく読んでから使用してください。

なお、区ではネズミ取器を無料で貸出していますので、希望するひとはいつでもご連絡ください。

くわしいことは、保健衛生部管理課衛生係に問合せてください。

おとしよりに畳替えと警報ベル

ひとりぐらしや老人世帯の方に

新しい畳にとりかえます

区では、おとしよりの方に新しい気持で新年を迎えていただこうと、ことしも区内の畳組合の協力で畳替えを実施します。

対象は、六十五歳以上で、ひとりぐらしの方か老人世帯の方、あるいは、六十歳以上のひとりぐらしで病弱な方です。

なお、実施にあたっては所得制限がありますので、希望される方は、福祉課老人福祉係かお近くの民生委員に問合せてください。

警報ベルを設置します

区では、病気や火災などの緊急のとき、おとしよりの安全を確保するために、火災報知設備と非常ベルの設置を行っています。

対象は、六十五歳以上で、ひとりぐらしの方か老人世帯の方、あるいは、六十歳以上のひとりぐらしで病弱な方です。

設置を希望される方は、福祉課老人福祉係に問合せてください。

所得税第二期分

納期限は十二月一日(月)

所得税第二期分の納期限は、十二月一日(月)です。送付された納付書でお近くの銀行または郵便局に、納めてください。

問合せ
麹町税務署　☎294－四五五一
神田税務署　☎294－四八一一

あなたの健康

保健所で

■**子宮がん検診**
とき＝十二月十二日(金)、午前十時から　ところ＝東京都がん検診センター　対象＝区内に住む三十歳以上の女性二十五名（先着順）
申込み＝電話で麹町保健所予防課業務係へ。

■**乳幼児健康相談**
とき＝十一月二十日(木)、十二月十八日(木)、いずれも午後一時三十分～三時　内容＝乳幼児の身体測定、保健指導、栄養指導、診察　ところ＝麹町保健所　申込み＝希望するひとは、当日会場へ。

■**胃の集団検診**
麹町保健所で募集　十一月二十八日(金)、午前九時から　ところ＝東京都がん検診センター　対象＝三十五歳以上の区民二十五名（先着順）　申込み＝電話で麹町保健所予防課業務係へ。

神田保健所で募集　十二月八日(月)、午前九時～十時　ところ＝東京都がん検診センター　対象＝三十五歳以上の区民二十五名（先着順）
申込み＝電話で神田保健所予防課業務係へ。

■**栄養相談**
とき＝十一月十四日(金)、午後一時三十分～三時三十分　ところ＝神田保健所　対象＝食事療法を必要とするひとかその家庭で五名　申込み＝電話で神田保健所予防課業務係へ。

麹町保健所　☎212－七八一一四
（分室　富士見二－二－十四）
神田保健所　☎291－三六四一

青果物消費者サービスデー
11月20日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
11月14日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
11月12日(水)・26日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

国民健康保険

保険料の納付書を送付

国民健康保険の保険料、昭和五十五年度第三期分（十・十一・十二月分）の納付書を郵送しました。

保険料は、お近くの金融機関、郵便局、出張所、国民健康保険課で納めてください。

なお、第一期分（四・五・六月分）や第二期分（七・八・九月分）の保険料を納め忘れているひとは、いっしょに納めてください。

また、納め忘れをしないために口座振替をご利用ください。

問合せ　国民健康保険課収納係

11月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時

9日	山梨医院	☎261-2809	九段北1－7－7
	神田司町クリニック	☎295-2513	神田司町2－21
16日	桑沢クリニック	☎262-0011	麹町4－4 パンフィックビル
	遠藤医院	☎295-1013	神田錦町1－8
23日	小川医院	☎261-1413	飯田橋1－10－7
	大塩医院	☎251-6878	神田淡路町2－6
24日	堤医院	☎261-3824	麹町6－4
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
30日	浅井医院	☎261-0453	麹町4－2 カカ屋ビル3階
	長岡医院	☎251-6268	神田淡路町1－1

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急　**夜間・休日の急病は**　**消防庁テレホンサービス**　☎212-2323

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

おしらせ

■**あなたの街で区民相談**
みなさんの心配ごとや悩みごとに応じるための区民相談を、身近な場所で気軽に利用できるように、神保町区民会館で開催します。
とき＝十一月二十一日㈮、午後一時～四時（受付は三時まで）　ところ＝神保町区民会館　相談内容＝法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般、問合せ＝広報課区民相談係

■**スキー講習会**（熊の湯と菅平）

●**志賀高原熊の湯**
（一般の部）とき＝昭和五十六年一月二日㈮～七日㈬　ところ＝志賀高原熊の湯スキー場　参加資格＝区内在住・在勤者　募集人員＝百名　参加費＝二万七千円
（少年の部）とき＝昭和五十六年一月二日㈮～七日㈬　ところ＝志賀高原熊の湯スキー場笠越ロッジ
（一般の部と宿は別です）　参加資格＝区内在住の小学校三年生から中学校三年生まで　募集人員＝三十五名　参加費＝二万六千円

●**菅平青年スキーのつどい**
とき＝昭和五十六年一月二十三日㈮～二十五日㈰　ところ＝長野県菅平スキー場　参加資格＝区内在住・在勤者　募集人員＝百名
参加費＝一万五千円
申込みは、いずれも往復ハガキ（一枚のハガキに四人まで連記できます）に参加するスキー場と住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先（名称、所在地、電話番号）を記入して、熊の湯希望者は十一月二十日㈭、菅平希望者は十二月五日㈮までに到着するように、千代田区教育委員会社会教育課体育係（〒102千代田区九段南一―六―十一　☎264―〇一五一）へ。なお、申込多数の場合は、区内在住者を優先して抽選します。

総合体育館で　☎256―八四四四

●**区民利用カードを発行**
区民総合体育館では、区民の方が、気軽に利用できるように「区民利用カード」を発行しています。
このカードは、区民料金で入場券を購入するときや区民として優先的に入場するとき、あるいは、毎月第三日曜日の区民無料開放日を利用するときなどに提示していただくことになっています。
まだ、区民利用カードをお持ちでない方は、体育館事務所の窓口で手続きをしてください。
手続きには、住所を証明するもの（運転免許証、住民票、健康保険証など）を持参してください。

●**個人利用はできません**
主競技場＝十一月十一日㈫、午後六時～九時

●**休館日が変更になります**
文化の日の十一月三日㈪を開館するため、翌日四日㈫が休館日となります。
なお、三日夜の部は団体利用となり、個人での利用はできません。
また、勤労感謝の日の二十三日㈰も平常どおり開館し、二十四日㈪が休館日です。

区立総合体育館☎256―八四四四
毎月第3日曜日は
区民無料開放日
11月は16日です。
水泳や卓球など、ご家族おそろいでどうぞ。

■**麹町こども会**
とき＝十一月二十日㈭、午後二時三十分～三時三十分　ところ＝番町区民会館区民集会室　対象＝幼児と小学生　内容＝オペレッタ劇「ごんぐえかかし」や歌など

児童館で

富士見児童館　☎262―一〇四〇

●**富士見ガラクタ展**　とき＝十一月十五日㈯　午後二時から、十六日㈰　午前十時から　内容＝作品展示、お店屋さん、映画など
ただいま、実行委員を募集中。

西神田児童館　☎294―〇六三一

●**映画会**　十一月十五日㈯　午後二時三十分から　「ムーミンのまほうのかがみ」「ナイカとリス」

神田児童館　☎253―六〇二一

●**映画会**　十一月十五日㈯　午後二時から　「ムーミン―白い馬」「一球さん―一球登場」　二十六日㈬　午後二時から　「ごんぎつね」「強いおかあさん」

老人福祉センターで☎265―九八一

●**映画会**　とき＝十一月十五日㈯　午後一時三十分から　上映作品＝「竹久夢二物語」（北大路欣也・中野良子主演）

●**年賀状づくり教室**　来年の干支は酉です。そろそろ年賀状づくりをしてみませんか。　とき＝十一月二十日㈭、二十五日㈫、十二月二日㈫、六日㈯の四日間　午後二時～四時　申込み＝十一月十三日㈭からセンター窓口で。

●**短編映画会**　十一月二十二日㈯　午後三時から　「ピーターと狼」「盆栽の心」

●**センターのつどい**　万世橋出張所地区に住んでいる六十歳以上の方が対象です。とき＝十一月二十二日㈯　正午～午後四時　内容＝事業紹介、館内見学、映画上映など（入浴もできます）　申込み＝十一月二十日㈭までに電話か直接センター窓口へ。

官公庁だより

■**献血に協力を**
十一月二十七日㈭、秋葉原駅西口構内で、赤十字奉仕団の協力により採血を行います。

区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください
区立施設巡回バス

震度6を体験してみませんか
起震車「ししん号」
「ししん号」のシンボルマーク乗車記念に差上げます
申込みは防災課まで

箱根・湯河原千代田荘
あき室の申込み
●前月二十二日から受付け
箱根・湯河原千代田荘の利用申込みは、ハガキで受付けています。
受付けが終り、あき室がある場合には、利用を希望する日の前月の二十二日（午前九時）から先着順に、区民課区民係の窓口で受付けています。（問合せは電話でもできます）
なお、千代田荘は、区内に住んでいるか勤めているひとであれば利用できますが、在勤者の家族の方の利用はできません。

盛況をきわめた 千代田まつり

秋の行事、おなじみの「千代田まつり」は、十月十日の区民体育大会を皮切りに始まり、皇居参観、菊花大会、神田とくの市、古本まつりが、盛況のうちに行われました。

また十月十六日、十七日には、区民囲碁・将棋大会が行われ、アマチュア棋士が腕を競いました。

入賞された方は、つぎのとおりです。

区民囲碁大会

・第一部（有段者）

優　勝　椿　茂樹さん　二番町九
準優勝　綿貫守高さん　一番町五
第三位　斉藤宜郎さん　神田錦町三―十七
第四位　村田忠一さん　神田神保町二―四十

・第二部

優　勝　高井　武さん　神田佐久間町三―二十一
準優勝　岡崎　渉さん　二番町一
第三位　稲村由郎さん　鍛冶町一―三―九
第四位　江村四郎さん　神田神保町二―十

区民将棋大会

・第一部（有段者）

優　勝　磯田昭英さん　神田淡路町二―十二
準優勝　金子　鉱さん　神田神保町二―四十八
第三位　久保田秀慶さん　内神田二―十二―五
第四位　出田和成さん　神田神保町一―三十一

・第二部

優　勝　天野幸助さん　神田神保町二―十
準優勝　糟谷幸彦さん　丸の内三―五―一
第三位　石坂一夫さん　外神田三―十五―二
第四位　飯島　明さん　富士見二―十―四十一

区民体育大会スナップ 各出張所に展示中

十月十日に行われた「第十八回区民体育大会」のスナップ集を、各出張所に展示しています。

この展示写真は希望する方に差上げますので、出張所にある「申込受付箱」に申込んでください。

受付けは、十一月十五日(土)まで。

問合せ　広報課広報係

年末調整の説明会

区と麹町・神田両税務署では、源泉所得税の年末調整の方法と、給与支払報告書、法定調書の作成についての説明会を開催します。

なお、大口徴収義務者（百人以上）への給与支払報告書、法定調書、扶養控除申告書などの用紙は、十一月十三日(木)、十四日(金)の午前十時から午後四時三十分の間に麹町・神田両税務署一階ロビーでお渡しします。

くわしいことは、つぎのところへ問合せてください。

年末調整・法定調書のことは
麹町税務署　☎294―四五五一
神田税務署　☎294―四八一一

給与支払報告書・特別徴収のことは
区役所税務課課税第一係
☎264―〇一五一　内線253

●麹町地域　午前の部：9時30分～正午　午後の部：1時30分～4時

日時		対象地域	会場
11月17日(月)	午前	丸の内二丁目	日本工業クラブ 丸の内1－4－6（☎281－1711）
	午後	有楽町	
11月18日(火)	午前	飯田橋、番町、富士見、北の丸公園	千代田区公会堂 九段南1－6－7（☎261－1772）
	午後	官公庁、九段南、九段北、一ツ橋	
11月19日(水)	午前	丸の内三丁目、日比谷公園、千代田	日本工業クラブ 丸の内1－4－6（☎281－1711）
	午後	内幸町、霞が関一～二丁目	
11月20日(木)	午前	丸の内一丁目、霞が関三丁目	
	午後	大手町	
11月21日(金)	午前	平河町、永田町、紀尾井町	東條会館 麹町1－4（☎265－5111）
	午後	麹町、隼町	

●神田地域　午前の部：9時30分～正午　午後の部：1時30分～4時

日時		対象地域	会場
11月26日(水)	午前	神保町、西神田、三崎町	千代田区公会堂 九段南1－6－7（☎261－1772）
	午後	岩本町、神田岩本町、佐久間町 神田平河町、佐久間河岸、東神田	
11月27日(木)	午前	小川町、猿楽町、駿河台、錦町、一ツ橋	
	午後	外神田、練塀町、松永町、和泉町、花岡町	
11月28日(金)	午前	内神田、多町、司町、美土代町	
	午後	上記以外の地域	